【松本キャンパス　福利厚生施設及び体育施設】

信州大学ネーミングライツ事業募集要項（施設特定型）

国立大学法人信州大学（以下、「本学」という。）は、本学の施設等の有効活用を図り、財源の多元化を通じた、本学の教育研究環境の向上に資する取り組みとして、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

１．ネーミングライツ事業とは

契約により、事業者等に対して本学の保有施設及びその他財産に、企業名、商標名、シンボルマーク、別称等（以下「別称等」という。）を設定する権利を付与するものです。契約を結んだ事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は本学施設及び構内に別称等のサイン、案内看板等（「以下「サイン等」という。」を設置することができます。

2.　対象施設等

別表「ネーミングライツ事業（施設特定型）対象施設等一覧」を参照
（キャンパス内の配置と施設概要は別紙１・２を参照）

3. 期間

ネーミングライツの付与期間は、 5 年を限度とし、個別の契約ごとに定めます。

4. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーに応募できる事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
③ 社会問題を起こしているもの
④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
⑦ 政治団体又は政治団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの
⑧ 宗教団体又は宗教団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの

⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの又は申立てがなされているもの
⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと本学が認めるもの

5. 別称等付与の条件及び注意事項
① 別称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼすもの及び大学の施設にふさわしくないものとして以下に該当するものは使用できません。
・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
・ 社会問題についての主義主張のあるもの
・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
・ たばこの広告や喫煙を促すもの
・ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
・ 美観風致を害するおそれがあるもの
・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
・ その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
② 別称等は本学で審議の上、決定します。
③ 別称等の変更を求める場合があります。
④ 混乱を避けるため、契約期間中の別称等の変更はできません。

6. 応募方法
（1）提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）
① ネーミングライツ・パートナー申込書兼参加資格誓約書
② 事業者の概要を記載した書類（会社概要など）
③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
④ 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
（2）提出期限
令和 9 年 1 月 1 5 日（金曜日）17：00 必着
ただし、上記期限までに応募がなかった場合は随時募集とし、毎月、前月末まで

の応募分を翌月に選考します。契約開始希望日から起算して、３か月前を目安に申請ください。

（３）提出先

国立大学法人信州大学学務部学務課総務グループ
〒390-8621 長野県松本市旭３丁目１番１号
Tel ：0263-37-2884
FAX：0263-34-2943
Email：g_soumu@gm.shinshu-u.ac.jp

（４）提出方法

PDF での提出を可としますが、原本の提出を求めることがあります。

7. 審査項目及び審査ポイント

ネーミングライツ審査委員会において、応募資格、応募の趣旨、別称等、ネーミングライツ料、契約期間、経営状況等を総合的に判断し審査します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

8. 選考結果の通知、公表

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツ・パートナーを選考しないこととします。また、本学の公式ウェブサイト等で公表します。

9. 契約の締結・更新

本学は、ネーミングライツ・パートナーとしての採用を通知した事業者等と契約を締結します。なお、ネーミングライツ・パートナーは、当該施設等の契約更新に際して、別称等が頻繁に変更となることによる利用者の混乱を避けるため、優先的に交渉をすることができます。

10. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

① サイン等の設置、変更、維持管理にかかる一切の経費（通信費や光熱水料等を含む。）及び契約終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

② 別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約の有効期間及びネーミングライツ料に変更はありません。また印刷物等については、別称等使用開始後に作成するものを対象とします。

③ 契約締結後に作成する本学広報誌等、公式ウェブサイトへの掲載の費用は、本学が負担します。

11. ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。なお、下記の権利を第三

者に譲渡、転貸することはできません。

① ネーミングライツ・パートナーは、対象施設等にサイン等を設置できます。なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等)、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。

② ①のサイン等とは別に、対象施設等に本学が指定したフレーム等により、ポスター等の屋内（外）広告（以下「屋内（外）広告等」という。）の掲示を行うことができます。

ただし掲示物は、会社概要や業務内容等を紹介する内容に限るものとし、ネーミングライツ・パートナーの直接的な営業活動（販売等）や求人活動に係るものは不可とします。

料金はネーミングライツ料とは別に、掲示一カ所につき 300,000 円（年額・税抜）とします。

③ ①のサイン等とは別に、対象施設等にインフォメーションボード、モニター、マガジンラック等の設置を行うことができます。

ただしマガジンラック等の設置に当たっては、避難経路の妨げ等になる可能性があるため、確実に転倒防止や脱落防止の措置を取ることとします。

料金はネーミングライツ料とは別に、設置一カ所につき 300,000 円（年額・税抜）とします。

④ 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツ・パートナーを紹介します。紹介内容は協議の上で決定します。

⑤ ネーミングライツ・パートナーは、本学のネーミングライツ・パートナーであることをＰＲすることができます。

⑥ その他、希望される事項等があれば応募時に提案することができます。

12. 契約の解除

本学及びネーミングライツ・パートナーは、契約相手方が次のいずれかに該当するとき、契約を解除できることとします。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、原則として既納のネーミングライツ料は返還しません。

① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき

③ 契約に定める条項に違反したとき。

④ 法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

⑤ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

⑥ 契約に定める義務の履行が困難となり、解除を希望する日の１ヶ月以上前に解除を申し出たとき。

⑦ その他前各号に準ずる事由により、本学が契約の解除が必要であると認めるとき。

13. 第三者に対する損害賠償責任

ネーミングライツ・パートナーが新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の損害賠償責任は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

ただし、本学の責めに帰すべき事由がある場合は、その責任の範囲において本学が損害賠償責任を負うこととします。

14. 透明性及び公平性の確保

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、本学及びネーミングライツ・パートナーは便宜供与や利益供与、利益相反等とみなされる行為がないように、事業期間中及び事業満了後も透明性や公平性の確保に努めるものとします。

15. その他留意事項

① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
② 提出された書類は、返却しません。
③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。
⑤ 建物外壁へのサイン等を設置するに際し、各自治体の定める屋外広告物条例などの規制の対象となる場合があります。この場合、本学との協議の上，各自治体への設置申請等が必要となります。
⑥ 本募集要項のほか、「国立大学法人信州大学ネーミングライツ事業ガイドライン」もご参照ください。
https://www.shinshu-u.ac.jp/assets/pdf/guidance/policy/activities/namingrights/guideline.pdf

16. 問い合わせ先

（対象施設について）
国立大学法人信州大学
学務部学務課総務グループ
Tel ：0263-37-2884
FAX：0263-34-2943
Email：g_soumu@gm.shinshu-u.ac.jp
（契約について）
国立大学法人信州大学
財務部財務課総務資産グループ
Tel ：0263-37-2120
FAX：0263-34-4003
Email：shisan_kanri@gm.shinshu-u.ac.jp

別表

ネーミングライツ事業（施設特定型）対象施設等一覧

福利厚生施設

キャンパス	施設名称	床面積（㎡）	ネーミングライツ料 最低金額（年額・税抜）
松本	学生食堂（あづみホール）	846	2,600,000 円
松本	学生食堂（旭会館）	492	1,500,000 円

屋内体育施設

キャンパス	施設名称	床面積（㎡）	ネーミングライツ料 最低金額（年額・税抜）
松本	第一体育館	1,923	2,000,000 円
松本	第二体育館	1,027	1,100,000 円

屋外体育施設

キャンパス	施設名称	面積（㎡）	ネーミングライツ料 最低金額（年額・税抜）
松本	野球場	11,969	1,200,000 円
松本	人工芝運動場（グリーンフィールド）	9,100	2,800,000 円
松本	テニスコート 10 面（グリーンフィールド）	2,608	800,000 円

※屋内（外）広告等を掲示する場合　：ネーミングライツ料とは別に、掲示一カ所につき 300,000 円（年額・税抜）

※マガジンラック等を設置する場合：ネーミングライツ料とは別に、設置一カ所につき 300,000 円（年額・税抜）

別紙１

対象施設等配置図

松本キャンパス

